

条 例

埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十一号

埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例

埼玉県警察本部組織条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）
第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。